

平成24年4月27日

各 位

会 社 名 日本風力開発株式会社
代表者名 代表取締役社長 塚脇 正幸
(コード番号 2766 東証マザーズ)
問合せ先 代表取締役専務 小田耕太郎
(TEL. 03-3519-7250)

インサイダー取引の基になった当社役員からの重要事実の伝達について

平成23年3月29日付け「証券取引等監視委員会による当社役員からの情報受領者に関する告発について」でお知らせのとおり、当社株式に関し、証券取引等監視委員会（以下「SESC」といいます。）が、平成24年2月3日及び同年3月28日付けで公表したインサイダー取引事案2件（以下「本件インサイダー取引」といいます。）に関し、インサイダー取引の基になった当社役員からの重要事実の伝達についての検証を当社コンプライアンス委員会に要請しておりましたが、今般、コンプライアンス委員会からの報告に鑑み、当社取締役会において、当該役員の処分及び再発防止策を決定しましたので、お知らせ致します。

1 コンプライアンス委員会における検証について

(1) 委員会に対する要請

本件インサイダー取引の基になった当社役員から情報受領者2名への重要事実の伝達について、当社役員が伝達したか否か、伝達した理由等の事実関係を明らかにした上で、当該役員の処分の要否に関する意見及び再発防止策の具申を求めました。

(2) 委員会の確認した事実関係

委員会は、本年3月28日から4月16日の間、合計4回にわたって、本件インサイダー取引における重要事実を知り得た社内関係者から各別にヒアリング等を行ないました。

その結果、本件インサイダー取引の基となった重要事実は、いずれも、本件インサイダー取引が行なわれた平成22年当時、当社のような懸案問題への対応を行なっている状況下において、取引先などから問合せを度々受けて回答する場面で、当社代表取

締役社長の塚脇正幸氏（以下「塚脇氏」といいます。）が、当社現況を説明して今後の支援を引き続き要請するやり取りの中で、情報受領者に伝達したものであることを確認しました。

（3）委員会の意見

本件において、重要事実の伝達はやむを得ないものであったかという点について、一部の委員からは、「情報受領者の両氏とも、それぞれから当社の現況について問い合わせを受けて回答するにあたって、前記の重要事実を伝達しなくとも当社現況の概要を説明することは可能であったのではないか」という意見がありましたが、多数の委員は、当時の状況下、「情報受領者の両氏を含めて重要な取引先あるいはこれに近い立場の関係者が、当社の経営状況を心配して問い合わせをしてきている以上、当社が現在の苦境を脱して経営を続けていく見通しがあることを説明して納得を得るには、現在どのような状況にあるかについてすべてをありのままに説明することが不可欠であり、その点を一部でも秘匿して説明しようとする、相手方の納得を得るのは難しい。したがって、塚脇氏が本件重要事実を情報受領者の両氏に伝達したのは、当社経営者としてやむを得ないものであった」との意見でした。

また、重要事実伝達に関する責任の有無と程度に関して、「重要事実の伝達はやむを得ないものではなかった」という意見の委員においても、当時の経営環境の下における事情を踏まえると、当時塚脇氏が、情報受領者の両氏に重要事実を伝達したことについて強い非難を加えるのは適当でないという意見があり、他方、「重要事実の伝達はやむを得ないものであった」という意見の委員においても、「情報伝達者の両氏は個人として当社株式を保有しているのであるから、株価の大幅な下落につながる情報を知った場合、売却することも予想されるので、これを伝達する以上は、「金融商品取引法に規定する重要事実を話したので当社株式を売買した場合インサイダー取引に当たることになる旨の注意喚起をしておくべきであった」という意見でした。

2 委員会からの提言について

（1）処分の要否

委員会としては、本件の事情を考慮した上で、塚脇氏による情報伝達が、結果として情報受領者両氏のインサイダー取引の原因となっていることから、当社取締役会において塚脇氏に対して、今後重要事実を含め情報管理に一層努めるように厳重注意を行うとともに、役員報酬の30%減俸（3ヶ月間）の処分を行なうべきことで意見が一致しました。

（2）再発防止策

委員会から、本件を踏まえて、再発防止策として次の提言を受けました。

- ① 全役職員を対象にインサイダー取引防止に関する誓約書の提出を受ける。
- ② 「内部者取引管理規程」等の関係諸規程の改定等
- ③ インサイダー取引防止に関する研修の実施（未公表の重要事実の伝達の禁止を徹底するとともに、伝達がやむを得ない場合の留意事項を具体的に示すことなどが必要である。）

3 当社取締役会の決定事項

当社並びに当社の役職員が嫌疑を受けているものではないとはいえ、当社では、これまで内部者取引管理規程を制定し、インサイダー取引の未然防止に取り組んできたにもかかわらず、本件事態が発生したことを厳粛に受け止めております。

当社取締役会においては、委員会の報告に鑑み、情報伝達者となった塚脇氏に対して、今後重要事実を含め情報管理に一層努めるように厳重注意を行うとともに、下記の事項を実施することを決定いたしました。当社は、下記再発防止策の実施等を通じて、インサイダー取引の未然防止に向けて適切に対処してまいり所存です。

(1) 役員報酬の削減

対象者：代表取締役社長 塚脇 正幸
削減額：役員報酬の30%
期間：平成24年5月分から3ヶ月間

(2) 再発防止策の実施

- ① 全役職員を対象にインサイダー取引防止に関する誓約書の提出を受ける。
(平成24年5月中に実施予定)
- ② 「内部者取引管理規程」等の関係諸規程の改定等
(平成24年5月中に実施予定)
- ③ インサイダー取引防止に関する研修の継続的な実施
(今回平成24年5月中に実施予定)

以上